当ニ要スル旨ニ対シテハ横浜市当局ニ
退職手当規定制定ニ付テハ当ニ之ガ
実行ニ於テ規定ナキヲ以テ之ガ制定方要求
セシトス　可決。

8、選挙ニ関スル件
第四回ノ定期選挙ニ於テ有給役員ナルヲ以テ
従来ノ之ヲ実施シ就職ノ結果、有給者
ニ対シテハ安全ニ二回ハ必ズ選挙セシメ大会ニ於テ選
以上ノ者ヲ毎回以外ノ選挙セシムルコトトシ、選
挙ノ際ハ其ノ限度ヲ十銭以上トスルコトヲ当局
ニ要求セシトス　可決。

9、団体交渉権ニ関スル件
政府ニ対シ労働組合ノ範囲ヲ限ラル様
促進運動ヲ為サレトス　可決。
緊急動議（提案者　池田某）
昨年九月十一日発令式ニ於テ代表ヲ派遣シタル土場ヲ
依頼ノ経済部長ヲ経ナルヲ以テ本大会
ノ名ヲ以テ決議文ヲ作成シ当局（大阪地方
裁判所部長）ニ之ヲ促サレトス
可決。